

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検 査 項 目 名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/08/22	0.0155	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	22/11/15	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/08/22	0.0165	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	22/11/15	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	23/05/15	42	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	79	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	原水全項目(年1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1		
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1		
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1		
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1		
8	六価クロム化合物	○	○	○			1		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1		
10	シアン化合物付着及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1		
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1		
14	四塩化炭素	○	○	○			1		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1		
17	ジクロロメタン	○	○	○			1		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1		
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1		
20	ベンゼン	○	○	○			1		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
21	塩素酸	○		○	○	○	4		
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4		
23	クロロホルム	○		○	○	○	4		
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4		
26	臭素酸	○		○	○	○	4		
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4		
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4		
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	※3	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1		
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1		
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1		
35	銅及びその化合物	○	○	○			1		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12		水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1		※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※3	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※4	
42	ジェオスミン	○	○	○			1	※5	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※3	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
45	フェノール類	○	○	○			1		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12		
47	pH値	○	○	○	○	○	12		
48	味	○		○	○	○	12		
49	臭気	○	○	○	○	○	12		
50	色度	○	○	○	○	○	12		
51	濁度	○	○	○	○	○	12		
52	電気伝導率			○	○	○	12		
53	残留塩素			○	○	○	12		
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						12		
56	クリプトスポリジウム等						4		
57	水質管理目標設定項目						0		
58	浄水処理等関連項目						0		
59	原水放射能検査						0		
60	ゴルフ場使用農薬類						0		

※2 過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回

※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回 本年検査する
----	--

※4	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する 本年実施する
----	-----------------------------------

※5	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する。
----	---

※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
----	-----------------------

過去の検査結果からの要確認検査項目

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検 査 項 目 名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	22/08/22	0.0099	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/08/19	0.004	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	22/08/22	0.0116	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	22/05/16	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	22/05/16	0.040	1/10 OVER	0.2mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	22/05/16	42	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	79	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全 項目	聖水全 日(年に1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回 数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○		1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○		1	※3
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○		1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○		1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○		1	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○		1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○		1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○		1	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※3
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○		1	
14	四塩化炭素	○	○	○	○		1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○		1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○		1	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○		1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○		1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○		1	
20	ベンゼン	○	○	○	○		1	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○		1	※3
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○		1	※3
35	銅及びその化合物	○	○	○	○		1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○		1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○		1	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※1
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○		1	※3
42	ジェオスミン	○	○	○	○		1	※4
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○		1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○	○		1	※3
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率				○	○	12	
53	残留塩素				○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						1	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
56	クリプトスポリジウム等						1	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
----	-----------------------

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	排水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	※3
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	※3
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	※3
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	※3
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	※3
21	塩素酸	○		○	○	○	4	
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	※3
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	※3
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	※3
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1	※3
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	※3
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※3
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※4
42	ジェオスミン	○	○	○			1	※5
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※3
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○			1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	○	12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						12	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						12	
56	クリプトスポリジウム等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

[illegible]

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	原水全項目 (年に1回)	2022	2023	2024	今年度 検出回数	計 画 設 定 理 由	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12		
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1		
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1		
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1		
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1		
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1		
8	六価クロム化合物	○	○	○			1		
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	※3	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1		
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1		
14	四塩化炭素	○	○	○			1		
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1		
17	ジクロロメタン	○	○	○			1		
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1		
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1		
20	ベンゼン	○	○	○			1		消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
21	塩素酸	○		○	○	○	4		
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4		
23	クロロホルム	○		○	○	○	4		
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4		
26	臭素酸	○		○	○	○	4		
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4		
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4		
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4		
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	※3	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4		
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1		
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1		
34	鉄及びその化合物	○	○	○			1		
35	銅及びその化合物	○	○	○			1		
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1		
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1		
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12		水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1		※1
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	※1	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※3	
42	ジェオスミン	○	○	○			1	※4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	※4	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	※5	
45	フェノール類	○	○	○			1	※3	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回	
47	pH値	○	○	○	○	○	12		
48	味	○		○	○	○	12		
49	臭気	○	○	○	○	○	12		
50	色度	○	○	○	○	○	12		
51	濁度	○	○	○	○	○	12		
52	電気伝導率			○	○	○	12		
53	残留塩素			○	○	○	12		
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						1		
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						1		
56	クリプトスポリジウム等						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する	
57	水質管理目標設定項目						0		
58	浄水処理等関連項目						0		
59	原水放射能検査						0		
60	ゴルフ場使用農薬類						0		

※2 過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回

※4	省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する 本年実施する
----	-----------------------------------

※6	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する
----	-----------------------

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	毎年全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○			1	
4	水銀及びその化合物	○	○	○			1	
5	セレン及びその化合物	○	○	○			1	
6	鉛及びその化合物	○	○	○			1	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○			1	
8	六価クロム化合物	○	○	○			1	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○			1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○			1	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
12	フッ素及びその化合物	○	○	○			1	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○			1	
14	四塩化炭素	○	○	○			1	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○			1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○			1	
17	ジクロロメタン	○	○	○			1	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○			1	
19	トリクロロエチレン	○	○	○			1	
20	ベンゼン	○	○	○			1	
21	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
23	クロロホルム	○		○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
26	臭素酸	○		○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	※3
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○			1	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○			1	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	1	
35	銅及びその化合物	○	○	○			1	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○			1	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○			1	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	○	1	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○			1	※1
42	ジェオスミン	○	○	○			1	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○			1	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	1	
45	フェノール類	○	○	○			1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
52	電気伝導率				○	○	○	12
53	残留塩素				○	○	○	12
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌							4
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌							4
56	クリプトスポリジウム等							0
57	水質管理目標設定項目							0
58	浄水処理等関連項目							0
59	原水放射能検査							0

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目 項目数 (1回)	2022	2023	2024	今年度 検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			4	
4	水銀及びその化合物	○	○			4	※6
5	セレン及びその化合物	○	○			4	
6	鉛及びその化合物	○	○			4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			4	
8	六価クロム化合物	○	○			4	
9	亜硝酸態窒素	○	○			4	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○			4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○			4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			4	
14	四塩化炭素	○	○			4	
15	1,4-ジオキサン	○	○			4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○			4	
17	ジクロロメタン	○	○			4	
18	テトラクロロエチレン	○	○			4	
19	トリクロロエチレン	○	○			4	
20	ベンゼン	○	○			4	
21	塩素酸	○				4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○				4	
23	クロロホルム	○				4	
24	ジクロロ酢酸	○				4	
25	ジブロモクロロメタン	○				4	
26	臭素酸	○				4	
27	総トリハロメタン	○				4	
28	トリクロロ酢酸	○				4	
29	ブロモジクロロメタン	○				4	
30	ブロモホルム	○				4	
31	ホルムアルデヒド	○				4	※6
32	亜鉛及びその化合物	○	○			4	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			4	
34	鉄及びその化合物	○	○			4	
35	銅及びその化合物	○	○			4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			4	
37	マンガン及びその化合物	○	○			4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	4	
40	蒸発残留物	○	○			4	※6
41	陰イオン界面活性剤	○	○			4	
42	ジェオスミン	○	○			4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			4	
44	非イオン界面活性剤	○	○			4	
45	フェノール類	○	○			4	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
53	残留塩素			○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌					12	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌					12	
56	クリプトスポリジウム等					4	
57	水質管理目標設定項目					0	
58	浄水処理等関連項目					0	
59	原水放射能検査					0	
60	ゴルフ場使用農薬類					0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			4	
4	水銀及びその化合物	○	○			4	※6
5	セレン及びその化合物	○	○			4	
6	鉛及びその化合物	○	○			4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			4	
8	六価クロム化合物	○	○			4	
9	亜硝酸態窒素	○	○			4	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○			4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○			4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			4	
14	四塩化炭素	○	○			4	
15	1,4-ジオキサン	○	○			4	
16	1,1,1-トリクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○			4	
17	ジクロロメタン	○	○			4	
18	テトラクロロエチレン	○	○			4	
19	トリクロロエチレン	○	○			4	
20	ベンゼン	○	○			4	
21	塩素酸	○				4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○				4	
23	クロロホルム	○				4	
24	ジクロロ酢酸	○				4	
25	ジブロモクロロメタン	○				4	
26	臭素酸	○				4	
27	総トリハロメタン	○				4	
28	トリクロロ酢酸	○				4	
29	ブロモジクロロメタン	○				4	
30	ブロモホルム	○				4	
31	ホルムアルデヒド	○				4	※6
32	亜鉛及びその化合物	○	○			4	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			4	
34	鉄及びその化合物	○	○			4	
35	銅及びその化合物	○	○			4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			4	
37	マンガン及びその化合物	○	○			4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○	○	○	4	
40	蒸発残留物	○	○			4	※6
41	陰イオン界面活性剤	○	○			4	
42	ジェオスミン	○	○			4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			4	
44	非イオン界面活性剤	○	○			4	
45	フェノール類	○	○			4	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
53	残留塩素			○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌					12	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌					12	
56	クリプトスポリジウム等					4	
57	水質管理目標設定項目					0	
58	浄水処理等関連項目					0	
59	原水放射能検査					0	
60	ゴルフ場使用農薬類					0	

[illegible]

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	基本検 査回数 1回	2022	2023	2024	今年度 検査回 数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	4	※6
5	セレン及びその化合物	○	○			○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	4	
8	六価クロム化合物	○	○			○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	4	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○			○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	4	
14	四塩化炭素	○	○			○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○			○	4	
17	ジクロロメタン	○	○			○	4	※6
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	4	
20	ベンゼン	○	○			○	4	
21	塩素酸	○				○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○				○	4	
23	クロロホルム	○				○	4	
24	ジクロロ酢酸	○				○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○				○	4	
26	臭素酸	○				○	4	
27	総トリハロメタン	○				○	4	※6
28	トリクロロ酢酸	○				○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○				○	4	
30	ブロモホルム	○				○	4	
31	ホルムアルデヒド	○				○	4	
32	亜鉛及びその化合物	○	○			○	4	※6
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	4	
34	鉄及びその化合物	○	○			○	4	
35	銅及びその化合物	○	○			○	4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	4	
37	マンガン及びその化合物	○	○			○	4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○			○	4	
40	蒸発残留物	○	○			○	4	※6
41	陰イオン界面活性剤	○	○			○	4	
42	ジェオスミン	○	○			○	4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	4	
44	非イオン界面活性剤	○	○			○	4	
45	フェノール類	○	○			○	4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○		○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌						12	0
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌						12	
56	クリプトスポリジウム等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	0
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

[illegible]

検 査 計 画 表

36:身延町 (下部地区) 12:沢飲料水供給施設 水源の種類:表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検 査 項 目 名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/05/20	0.0164	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/05/20	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/05/20	0.0173	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/05/20	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	24/05/20	0.098	1/5 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	24/05/20	0.09	1/5 OVER	0.3mg/L以下
カルシウム・マグネシウム等(硬度)	24/08/19	50	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/05/20	74	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検 査 項 目 名	浄水全項目	浄水全項目(年に1回)	2022	2023	2024	今年度検査回数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	
10	シアン化合物(イ)及び塩化シアン	○	○	○	○	○	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	4	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	4	
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	4	
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	4	
21	塩素酸	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	4	
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
26	臭素酸	○	○	○	○	○	4	
27	総トリハロメタン	○	○	○	○	○	4	
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	4	
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	4	
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	4	
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	4	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	4	
40	蒸発残留物	○	○	○	○	○	4	
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	4	
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	4	
45	フェノール類	○	○	○	○	○	4	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	
47	pH値	○	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	○	12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
52	電気伝導率			○	○	○	12	
53	残留塩素			○	○	○	12	
54	クリプトスポリウム指標菌 大腸菌						12	
55	クリプトスポリウム指標菌 嫌気性菌						12	
56	クリプトスポリウム等						4	
57	水質管理目標設定項目						0	
58	浄水処理等関連項目						0	
59	原水放射能検査						0	
60	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回

※2 過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回

※3 過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回 本年検査する

※4 省略可能であるが、安全性確認のため3年に1回検査する 本年実施する

※5 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案した結果省略可能だが、安全性確認のため年に1回検査する。

※6 水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

過去の検査結果からの要確認検査項目

No.	検 査 項 目 名	浄水全 項目	2022 日(年)に 1回)	2023	2024	今年度 検査回 数	計 画 設 定 理 由
1	一般細菌	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			4	
4	水銀及びその化合物	○	○			4	※6
5	セレン及びその化合物	○	○			4	
6	鉛及びその化合物	○	○			4	
7	ヒ素及びその化合物	○	○			4	
8	六価クロム化合物	○	○			4	
9	亜硝酸態窒素	○	○			4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○			4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			4	※6
12	フッ素及びその化合物	○	○			4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			4	
14	四塩化炭素	○	○			4	
15	1,4-ジオキサン	○	○			4	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○			4	
17	ジクロロメタン	○	○			4	
18	テトラクロロエチレン	○	○			4	
19	トリクロロエチレン	○	○			4	
20	ベンゼン	○	○			4	
21	塩素酸	○				4	消毒副生成物であり省略できない 施行規則による検査の基本回数で行う 検査回数は1年に4回
22	クロロ酢酸	○				4	
23	クロロホルム	○				4	
24	ジクロロ酢酸	○				4	
25	ジブロモクロロメタン	○				4	
26	臭素酸	○				4	
27	総トリハロメタン	○				4	
28	トリクロロ酢酸	○				4	
29	ブロモジクロロメタン	○				4	
30	ブロモホルム	○				4	
31	ホルムアルデヒド	○				4	※6
32	亜鉛及びその化合物	○	○			4	
33	アルミニウム及びその化合物	○	○			4	
34	鉄及びその化合物	○	○			4	
35	銅及びその化合物	○	○			4	
36	ナトリウム及びその化合物	○	○			4	
37	マンガン及びその化合物	○	○			4	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
38	塩化物イオン	○	○	○	○	12	
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	○	○			4	
40	蒸発残留物	○	○			4	※6
41	陰イオン界面活性剤	○	○			4	
42	ジェオスミン	○	○			4	
43	2-メチルイソボルネオール	○	○			4	
44	非イオン界面活性剤	○	○			4	
45	フェノール類	○	○			4	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う 月1回
47	pH値	○	○	○	○	12	
48	味	○	○	○	○	12	
49	臭気	○	○	○	○	12	
50	色度	○	○	○	○	12	
51	濁度	○	○	○	○	12	
52	電気伝導率			○	○	12	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
53	残留塩素			○	○	12	
54	クリプトスポリジウム指標菌 大腸菌					1	
55	クリプトスポリジウム指標菌 嫌気性菌					1	
56	クリプトスポリジウム等					1	
57	水質管理目標設定項目					0	
58	浄水処理等関連項目					0	
59	原水放射能検査					0	
60	ゴルフ場使用農薬類					0	

[illegible]